

議案第 7 3 号

市道路線の認定について

道路法第 8 条第 1 項の規定により、次の路線を市道に認定するため、同条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 3 0 年 6 月 1 日提出

宇治市長 山 本 正

記

路線名	起終点	重要な経過地
五ヶ庄260号線	五ヶ庄上村51番地の8 五ヶ庄上村51番地の5	
五ヶ庄261号線	五ヶ庄一番割78番地の14 五ヶ庄一番割78番地の11	
宇治397号線	宇治天神50番地の10 宇治天神46番地の12(右)	
伊勢田町219号線	伊勢田町井尻73番地の12 伊勢田町井尻70番地の48 (右)	

(提案理由)

当該各路線は、地域の生活路線として公共性が高く、市道として維持管理することが適当と考え、認定しようとするものであります。

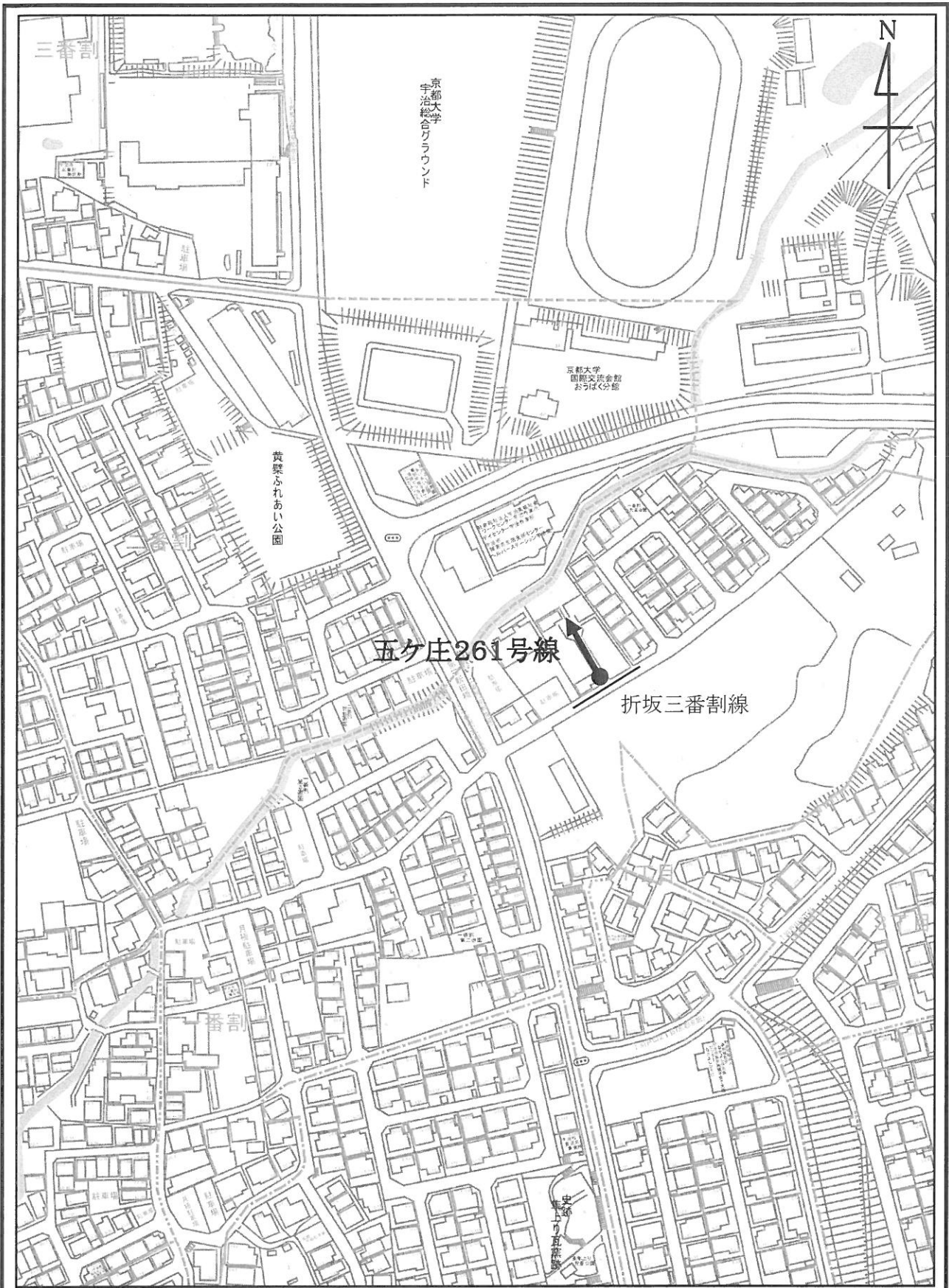
# 位置図(認定)



市道	五ヶ庄260号線	延長	32.2 m	備考 開発行為
起点	五ヶ庄上村51番地の8	最小幅員	6.0 m	
終点	五ヶ庄上村51番地の5	最大幅員	12.0 m	

縮尺:1:2500

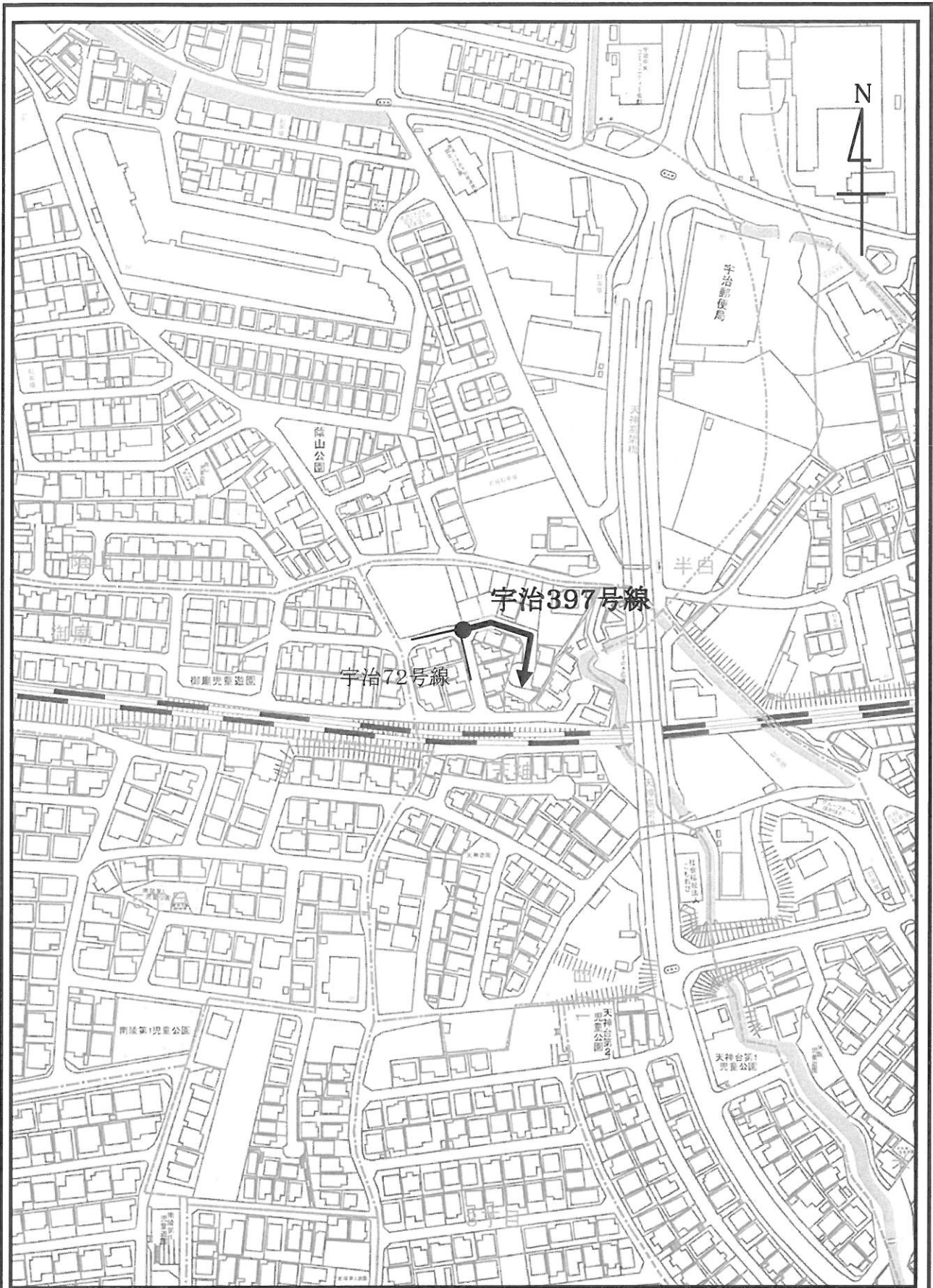
# 位置図(認定)



市道	五ヶ庄261号線	延長	36.3 m	備考 開発行為
起点	五ヶ庄一番割78番地の14	最小幅員	6.0 m	
終点	五ヶ庄一番割78番地の11	最大幅員	12.0 m	

縮尺:1:2500

位置図(認定)



市道宇治397号線		延長	58.7 m	備考 開発行為
起 点	宇治天神50番地の10	最小幅員	6.0 m	
終 点	宇治天神46番地の12(右)	最大幅員	12.0 m	

縮尺:1:2500

# 位置図(認定)



市道伊勢田町219号線		延長	66.9 m	備考 開発行為
起点	伊勢田町井尻73番地の12	最小幅員	6.0 m	
終点	伊勢田町井尻70番地の48(右)	最大幅員	12.0 m	

縮尺:1:2500